

# 広島県技能者表彰実施要領

## 第1 趣 旨

この要領は、広島県技能者表彰要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、技能者表彰の実施について必要な事項を定めるものである。

## 第2 被表彰候補者

市町長は、当該市町の区域内に就業している者で、次の各項のいずれにも該当する者のなかから被表彰候補者を選定して、知事に推薦するものとする。

- 1 有する技能の程度が卓越しており、県内を通じて高く評価されていること。
- 2 その卓越した技能を要する職業に関して、表彰の行われる日現在において、現役の技能労働者として従事している者であること。

この場合の職業とは、製造業・建設業をはじめ全産業に属する「技能を要する職業」をいい、その者の就業上の地位が、自営業主、家族従業者、雇用者であることにかかわらず、職務遂行に当該卓越した技能を要する（きわめて優れた技能を有する職業訓練指導員が、事業内職業訓練又は公共職業訓練において実技指導を行う場合等を含む。）ものであること。

- 3 就業を通じて後進技能者の技能の指導を行い、あるいは技能労働者の教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと、又は技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- 4 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

また、過去において、禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

## 第3 広 報

知事は、多くの地域及び職種から被表彰候補者が推薦されるよう、この技能者表彰について広く周知に努めるものとする。

## 第4 推薦手続

- 1 推薦候補者の選考

市町長は、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体等から候補者の推薦を求め、真に表彰されることがふさわしい者を選考するものとする。

また、被表彰候補者の推薦にあたっては、同一市町内で前年度被表彰者と同一職種からは推薦しないこととし、別表に定める職種(2)ごとに1名以内とする。

- 2 提出書類

市町長が、被表彰候補者を知事に推薦する場合は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 調書(1)、調書(2)、調書(3) (様式第1) 各1部

調書(3)は、卓越した技能の概要の記載が次頁に渡る場合。

- (2) 申立書 (様式第2) 1部

次に掲げる事項について本人による申立書を提出すること。

ア 禁錮以上の刑に処せられたことの有無

イ 破産の宣告の有無

(3) 住民票の写し 1部

(4) 顔写真 1枚

パスポート規格(3.5cm×4.5cm)、顔中心の人物配置、正面、脱帽で最近(おおむね6か月以内)撮影したものとし、裏面に氏名を記入する。

(5) 作品・作業風景の写真 (様式第3) 各1枚以上(A4 10枚以内)

(6) 専門用語集 (様式第4) 1部

(7) その他の資料 1部

被表彰候補者の最も高く評価されている技能の程度及び功績を、立証又は説明することのできる、次に例示する資料等をできる限り収集し、返還を要しないものを添付すること。

また、全ての資料を可能な限りA4判に統一すること。

ア 新聞記事等

本人の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等。

イ 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面、写真等。

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に行い、専門的・技術的分野に関するものについては、平易な解説及びふりがなを付す等の配慮をすること。

ウ 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名(共同の場合は、担当分野を明らかにすること。)、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。

エ 技能検定等に係る資料

技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する技能審査及び社内検定の合格証、又は職業訓練指導員免許等、その他資格試験に合格したことを明らかにする書類の写し。

## 第5 被表彰者の決定

知事は、当該職種について専門知識又は経験を有する者の意見を聞いて、被表彰者を決定するものとする。

なお、被表彰者の人数は、5名程度とする。

## 第6 表彰の方法等

1 表彰は、毎年1回定期に行うものとする。

2 表彰は、被表彰者に対して、表彰状を授与して行うものとする。

## 第7 他の表彰との関係

知事は、表彰を行った者のなかから、厚生労働大臣が行う技能者表彰への推薦を行うものとする。

附則

この要領は、平成17年4月26日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。